

中央新幹線（名古屋駅部）用地補償総合技術業務  
入札説明書

平成27年10月20日

公益財団法人名古屋まちづくり公社

## 入札説明書

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」という。）が「中央新幹線（名古屋駅部）用地補償総合技術業務」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するため総合評価一般競争入札を行うにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。この交付は、公社ホームページでの公表をもって代えることとする。

入札参加希望者は、本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出することとする。

なお、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問等に対する回答によることとする。

### 1. 公告日 平成27年10月20日

### 2. 発注者

公益財団法人名古屋まちづくり公社

### 3. 業務名

中央新幹線（名古屋駅部）用地補償総合技術業務

### 4. 業務概要

#### (1) 業務目的

本業務は、東海旅客鉄道株式会社における中央新幹線建設事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする。

#### (2) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものとする。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 関係権利者の特定
- 4) 補償額算定書の照合
- 5) 補償金明細表の作成
- 6) 用地交渉方針の策定及び用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者に対する用地交渉
- 8) 用地交渉後の措置
- 9) 移転履行状況等の確認後の措置
- 10) その他の業務

その他の業務は、現地調査による権利者特定業務並びに移転に伴う法令上の制限の有無

及びその内容について、権利者からの情報提供の求めに対する関係機関への確認及びその情報提供等をいう。

11) 本業務の権利者数は155名を予定している。内訳は別紙数量総括表のとおり。

(3) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

- 1) 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目地内
- 2) 愛知県名古屋市中村区椿町地内
- 3) 愛知県名古屋市中村区則武二丁目地内

(4) 予定価格

金 259,600,000 円

なお、予定価格は業務費用の合計金額であり、消費税及び地方消費税額を含まない。

(5) 技術提案の内容

競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料及び技術提案書を提出する者（以下「競争入札参加資格確認申請者」という。）は、創意工夫を発揮し、質の向上に努めるため、以下の視点から各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争入札参加資格確認申請者は、本業務に取り組む基本的姿勢、業務実施の具体的な方法、用地取得工程管理計画、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争入札参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ①大規模賃貸ビルの賃借人の理解を得るための用地交渉における説明の手順と留意事項について

②借家人・転借人に対する用地交渉における留意事項について

③対象権利者の理解を得るための説明手順と用地交渉上の留意事項について

(6) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

(7) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分（中央新幹線（名古屋駅部）用地補償総合技術業務仕様書第28条第1項に示す業務）の再委託は認めない。

(8) 成果品

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

- ・用地補償総合技術業務日報 一式
- ・補償金明細表 一式
- ・権利者の署名押印済みの調書の原本及び写し又は遺産分割協議書等の原本及び写し一式

- ・権利者の署名押印済みの補償契約書の写し 一式
- ・用地交渉記録簿 一式
- ・移転履行状況等確認報告書 一式
- ・債務履行確認書 一式
- ・権利者の署名押印済みの土地引渡書の写し 一式
- ・権利者毎の用地交渉達成状況引継書 一式
- ・権利者の署名押印済みの土地権利申出書の写し 一式
- ・権利者の署名押印済みの権利者割合協議書及び権利消滅合意書の写し 一式
- ・権利者の署名押印済みの残地買取申出書の写し 一式
- ・権利者の署名押印済みの土地使用に代わる買取申出書の写し 一式
- ・権利者の署名押印済みの三者契約申出書の写し 一式
- ・その他用地職員が指示したもの 一式

(9) 本業務の契約書（案）、中央新幹線（名古屋駅部）用地補償総合技術業務仕様書は別冊のとおりである。

(10) 担当窓口

公益財団法人名古屋まちづくり公社リニア用地部調査課

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル3F

電話 052-222-8403

メールアドレス [linear-chosa@nup.or.jp](mailto:linear-chosa@nup.or.jp)

## 5. 競争入札参加資格

競争入札参加資格確認申請者は、(1) から (5) に掲げる条件すべてを満たしていること。

なお、複数の法人その他の団体で構成する共同グループでも入札に参加できるが、その場合は、いずれかの団体を代表者とし、代表者は(1) から(5)、代表者以外の構成員は(1) から(3) に掲げる要件を満たしていること。

(1) 基本事項

以下の要件を満たすこと。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3) 本公告の日から落札決定時点までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。また、名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本公告の日から落札決定時点までの間に、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

- 5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しない者等であること。
- 7) 本公告の日から落札決定時点までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと、及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財形第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。  
※暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、競争入札参加資格の確認を受けた後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として入札無効とする。
- 8) 本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（※）。  
※「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。  
① 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。  
② 競争入札参加資格確認申請者自身が被補償者でないこと並びに競争入札参加資格確認申請者の役員が被補償者でないこと及び競争入札参加資格確認申請者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。
- 9) 上記 8) における中立公平性が確認できる誓約書を提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争入札参加資格確認申請書と同様の扱いとする。
- (2) 競争入札参加資格確認申請者は、公告日において名古屋市内に配置予定主任担当者、配置予定担当技術者又は配置予定業務従事者が、1 名以上恒常的に常駐し業務を行っている本店又は支店等を有すること。
- (3) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）（以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、営業補償・特殊補償部門、物件部門及び補償関連部門の 5 部門全ての登録部門において登録を受けていること。  
なお、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる総合補償部門、又は土地調査部門、土地評価部門、営業補償・特殊補償部門、物件部門及び補償関連部門の一部又は全部の登録部門において登録を受けていない企業も競争入札参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争入札参加資格確認申請書等の提出時に登録規程に基づく「補償コンサルタント登録（新規・更新・追加）申請書」の写しを提出するものとし、当該企業が入札に参加するためには開札の日迄にこの登録を受け、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出しなければならない。
- (4) 業務実績に関する要件  
競争入札参加資格確認申請者は、平成 17 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。  
業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第 3 条各号の一に規定す

る事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成20年10月1日付け国土用第43号。以下「運用通知」という。）記1の別紙に定めるいずれかの業務（用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）

(5) 配置予定主任担当者の資格等

配置予定主任担当者に対する要件は、以下のとおりとする。

業務の履行をつかさどる者として、1)、2)、3)、4)及び5)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置くこと。

1) 次のいずれかの資格等を有する者

- ① 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者
- ② 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者
- ③ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
- ④ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
- ⑤ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、営業補償・特殊補償部門、物件部門及び補償関連部門の5部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

2) 必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定主任担当者は、平成17年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。業務実績には、平成17年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

- ①同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。
- ②類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。

### 3) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、競争入札参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。なお、競争入札参加資格確認申請者と「直接的雇用関係」にあることを証明する資料（任意様式）を添付すること。

ただし、申請書及び資料の提出日までに、「直接的雇用関係」が競争入札参加資格確認申請者と配置予定主任担当者の両者において成立していない場合は、契約締結日までに「直接的雇用関係」が成立する趣旨の資料（任意様式）を添付すること。

### 4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、公告日における手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは主任担当者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう（以下、同じ。）。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額4億円、件数10件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の①から③までのすべての要件を満たす者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、対象権利者数を減ずる等の措置を行う。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は中央新幹線（名古屋駅部）用地補償総合技術業務仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

5) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

## 6. 配置予定技術者等に関する要件

### (1) 配置予定担当技術者の資格等

配置予定担当技術者については、1) 及び2) に示す条件をすべて満たす者であること。

#### 1) 次のいずれかの資格等を有する者

- ① 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者
- ② 公共用地交渉業務の経験に関し10年以上の実務の経験を有する者
- ③ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者

- ④ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
- ⑤ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
- ⑥ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、営業補償・特殊補償部門、物件部門及び補償関連部門の5部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

2) 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

## (2) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については、1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、1)を満たす必要はない。

- 1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）。
- 2) 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

## 7. 申請書等に関する要件

以下の「申請書等の内容」において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争入札参加資格がないものとする。

申請書等の内容（各様式は別紙：個別様式参照。）

- ・競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ・競争入札参加資格確認資料表紙（様式2）
- ・参加希望者の経歴及び平成17年度以降に完了した業務実績等（様式3）
- ・予定主任担当者の経歴等（様式4）※担当技術者、業務従事者は様式を準用する。
- ・予定主任担当者の平成17年度以降に完了の同種又は類似業務の実績（様式5）  
※担当技術者、業務従事者は様式を準用する。
- ・名古屋市内に配置予定技術者等が1名以上常駐している本店又は支店等（様式6）
- ・業務実施体制（様式7）
- ・技術提案書表紙（様式8）
- ・業務の実施方針（様式9）※業務の実施体制図は別途添付
- ・技術提案（様式10）
- ・申請書鏡（様式11）※代表者名にて発注者の長あて
- ・中立公平性を確保していることを示す誓約書（様式12）
- ・直接的雇用関係に関する要件の確認（様式13）
- ・（5.（1）7）を参照。）を示す誓約書（様式14）
- ・共同グループで参加する場合の協定書の写し（様式15）



- ・「直接的雇用関係」を証明する資料（任意様式）又は契約日までに「直接的雇用関係」が成立する趣旨の証明（任意様式）

## 8. 申請書等の提出等

入札参加希望者は、次に従い、申請書等を提出しなければならない。

なお、提出期間内に申請書等が提出場所に到達しなかった場合は、本競争入札に参加することはできない。申請書等は提出場所へ持参することとし、郵便又は電送によるものは受け付けない。なお、持参予定日時を事前に連絡すること。

- (1) 入札参加希望者は参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類（様式1～7、11～14及び誓約書、共同グループで参加する場合の協定書の写し（様式15）、「直接的雇用関係」を証明する資料）を提出し、参加資格の有無について公社の確認を受けなければならない。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- 1) 提出先：4.(10)と同じ
- 2) 提出期間：別表②のとおり。

- (2) 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。なお、競争入札参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

- (3) 上記(2)により、通知を受けた入札参加希望者は、技術提案書類（様式8～10）を提出するものとする。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- 1) 提出先：4.(10)と同じ
- 2) 提出期間：別表④のとおり。

- (4) その他

- 1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 公社は、提出された申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書等は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書等に関する問い合わせ先  
4.(10)と同じ。

- (5) 申請書等の作成及び記載上の留意事項

- 1) 申請書等の内容における留意事項

申請書等について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。

なお、申請書等の様式は、別紙：個別様式の様式1～15（A4判）に示されたとおりである。

記載事項	内容に関する留意事項
企業の経歴及び業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）に基づく登録状況を記載する。</li> <li>・ 競争入札参加資格確認申請者が過去に受注した業務実績について記載する。</li> <li>・ 5.（4）に規定する業務に関する実績を対象とする。</li> <li>・ 平成 17 年度以降に元請けとして完了した業務とする。</li> <li>・ 記載する件数は、1 件とする。</li> <li>・ 記載様式は様式 3 とする。</li> </ul>
配置予定主任担当者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定の主任担当者について、資格・業務経験等について記載する。</li> <li>・ 保有資格の資格証等の写し（補償業務管理者は補償コンサルタント登録申請書、補償業務管理者証明書及び登録通知書の写し、補償業務管理士は補償業務管理士登録証の写し）を添付すること。</li> <li>・ 手持ち業務は現在のもも含めて全て記載する。 手持ち業務とは主任担当者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として未契約業務（特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「未契約」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。</li> <li>・ 記載様式は様式 4 とする。</li> <li>・ 競争入札参加資格確認申請者と「直接的雇用関係」にあることを証明する資料（任意様式）を添付すること。ただし、競争入札参加資格確認申請書等の提出日までに、「直接的雇用関係」が競争入札参加資格確認申請者と配置予定主任担当者の両者において成立していない場合は、契約日までに「直接的雇用関係」が成立する趣旨の証明（任意様式）を添付すること。</li> </ul>
配置予定主任担当者の同種又は類似	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定の主任担当者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。</li> </ul>

業務の実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する件数は、最大4件（業務分類毎に1件）とする。</li> <li>・記載様式は様式5とし、1件につき1枚以内に記載する。</li> <li>・当該地域での業務実績について、東海地域内※で行った業務の実績を1件記載する。業務実績とは発注者の別、同種・類似などの業務種別に関わらず、当該地域で受託した全ての業務をいう。  <p style="text-align: center;">なお、対象は平成17年度以降に完了した業務とする。</p> </li> </ul>
名古屋市内に所在している本店又は支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市内に配置予定主任担当者又は配置予定技術者等が1名以上恒常的に常駐している本店又は支店を記載する。</li> <li>・記載様式は様式6とする。</li> </ul>
配置予定担当技術者・配置予定業務従事者の調査算定業務の実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の担当技術者及び業務従事者が過去に従事した本業務の補償対象と同種の補償の調査又は補償金算定に関する業務の実績について記載する。ただし、担当技術者については配置を予定する場合に限る。</li> <li>・平成17年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する件数は、配置予定技術者毎に最大1件とする。</li> <li>・記載様式は様式5を準用する。</li> </ul>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単体企業、共同グループ、いずれの場合においても業務分担について記載する。</li> <li>・共同グループにより業務を実施する場合は、共同グループの構成員である旨を記述するとともに、企業名を記載すること。</li> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・配置予定主任担当者及び配置予定技術者等を記載する。</li> </ul>

業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制図は別途添付すること。</li> <li>・記載様式は様式 9 とし、2 枚以内に記載すること。</li> </ul>
技術提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札説明書 4. (5) 2) に示した、評価テーマに対し具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。</li> <li>・記載様式は様式 10 とし、各テーマにつき、1 枚以内に記載すること。</li> </ul>

※「東海地域」とは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野県の県全域とする。

2) 業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者、担当技術者、業務従事者の資格証明書の写し

競争入札参加資格確認申請者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書及び業務の内容が確認できる資料（例えば業務計画書又は数量総括表等）の写しを提出すること。

配置予定主任担当者、担当技術者、業務従事者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負（委託）業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者、担当技術者、業務従事者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定主任担当者、担当技術者、業務従事者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定主任担当者、担当技術者、業務従事者が保有する資格について、合格証明書等の写し（補償業務管理者は補償コンサルタント登録申請書、補償業務管理者証明書及び登録通知書の写し、補償業務管理士は補償業務管理士登録証の写し）を提出すること。

3) 中立公平性を確保していることを示す誓約書（様式 12）を添付すること。

(6) その他

申請書等に関する問い合わせ先

4. (10) に同じ。

9. 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 申請書等を提出した者のうち、競争入札参加資格がないと認められた者に対しては、競争入札参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

(2) 上記 (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まな

い。)以内に、書面(様式は自由)により、公社に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に書面により行う。

(4) 競争入札参加資格がないと認められた理由の説明書請求の受付場所、受付時間及び提出方法は以下のとおりである。

1) 受付場所: 4.(10)に同じ。

2) 受付時間: 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで。

3) 提出方法: 持参又は郵送等に限り、電子メール及びFAXによる提出は認めない。なお、郵送等による場合は到着日時が、上記期間内であること。

## 10. 入札説明書に対する質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、電子メールにより提出すること。

1) 質問の受付先: 4.(10)に同じ。

2) 質問の受付期間: 別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、資格審査に関するものについては、平成27年11月4日(水)、それ以外のものについては平成27年11月11日(水)に公社ホームページにて公表する。また、上記に伴い仕様の補足等が示されることがあるので、申請書等を提出する前に必ず確認すること。

## 11. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 審査の基本的な考え方

審査は、次の職員で構成する中央新幹線(名古屋駅部)用地補償総合技術業務選定委員会が、学術経験者等による評価員の意見を聴取した上で、実施するものとする。

議長 公社常務理事(総務・事業・区画整理担当)

委員 名古屋市住宅都市局都市活性監

〃 公社常務理事(都市センター・リニア用地担当)

〃 名古屋市住宅都市局参事(リニア・名駅周辺開発担当)

〃 公社総務部長

〃 公社リニア用地部長

なお、入札参加者が落札者決定前までに、選定委員会委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的を持って、接触等の働きかけを行った場合は、当該入札参加者を失格とする。

(2) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び申請書等をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、(4)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」とい

う。)の最も高い者を落札者とする。なお、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(3) 総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は以下のとおり。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト
	判断基準				
予定主任担当者の経験及び能力	主任担当者	資格要件	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	以下の順位で評価する。 ① 以下のいずれかの資格を有する者 ・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 ・補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 ・補償業務管理者（総合補償部門） ・補償業務管理士（総合補償部門） ・補償業務管理士（総合補償部門を除く7部門） ② 補償業務管理士（土地調査、土地評価、営業補償・特殊補償、物件、補償関連を含む5部門以上）	① 5 ② 3
		専門技術力	業務執行技術力 平成17年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	以下の順位で評価する。 ① 以下のいずれかの実績がある。 ・同種業務の実績がある。 ・土地調査、土地評価、営業補償・特殊補償、物件及び補償関連の5部門すべての業務について実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 5 ② 3
		情報収集力	地域精通度 平成17年度以降の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績	以下の順位で評価する。 ① 愛知県内における同種又は類似業務実績がある。 ② 東海地域※における同種又は類似業務実績がある。 ③ ①、② 以外 ※「東海地域」とは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野県の県全域とする。	① 5 ② 3 ③ 0

予定担当技術者・予定業務従事者	予定担当技術者・予定業務従事者の平成17年度以降の同種又は類似業務の実績	以下の順位で評価する。 * 複数の予定担当技術者及び業務従事者が申請された場合は、すべての予定担当技術者及び業務従事者の評価点（①5点、②3点、③0点）の平均値とする。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、② 以外	①5 ②3 ③0	
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	
	実施体制	以下の場合に優位に評価する。 ・配置する担当技術者・業務従事者（主任担当者は対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合 ・担当技術者・業務従事者の技術力の確保及び向上に向けた取組みが具体的に示されている場合 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者、業務従事者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者、業務従事者へのフォロー方法が具体的に示されている場合	20	
技術提案	評価テーマ： ①大規模賃貸ビルの賃借人の理解を得るための用地交渉における説明の手順と留意事項について ②借家人・転借人に対する用地交渉における留意事項について ③対象権利者の理解を得るための説明手順と用地交渉上の留意事項について	的確性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10
合計（技術評価の配点合計）			80	



#### (4) 総合評価の評価方法

##### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

##### 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は30点とする。

##### 3) 技術評価点の算出方法

申請書等の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。（80点満点を60点換算したものとする。）

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針

③ 技術提案

※なお、技術評価点が45点に満たない場合は、業務要求水準を満たさないとして、審査対象とみなさないものとする。

4) 総合評価は、入札参加者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札参加者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

#### (5) 申請書等に基づく業務

申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書の作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者（配置を予定する場合に限る）及び業務従事者が配置できない場合は、対象権利者数を減ずる等の措置を行う。

#### (6) 履行確実性に関するヒアリング

1) どのように技術提案等の確実な履行を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの実施に伴い、申請書等のほかに、履行確実性を審査するための追加資料の提出を求めることがある。

2) ヒアリングの実施については、別途連絡する。

3) ヒアリングの出席者には、配置予定主任担当者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、3名程度とする。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合、または、記載内容に不備がある場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

## 1 2. 入札、開札の日時及び入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間：別表⑤のとおり。
- (2) 受付先：4.(10)と同じ。
- (3) 書類様式は入札書（様式16）
- (4) 入札書の提出方法：持参により提出すること。

なお、提出する際には二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称（共同グループの場合は代表者名）、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載しなければならない。

- (5) 入札書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 開札の日時：別表⑥のとおり。

## 1 3. 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 1 4. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

## 1 5. 開札

開札は、紙入札により行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、本案件について競争入札参加資格要件を満たさないこととなった場合並びに本案件の落札予定者となったことにより、他の参加業務において競争入札参加資格要件を満たさないこととなった場合には、速やかにそれぞれの発注者に対し、技術提案書の取下げ手続きを行うこと。

## 1 6. 入札の無効

入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札の時において指名停止を受けているもの、その他開札の時において5.に掲げる競争入札参加資格のないものは、競争入札参加資格のない者に該当する。

## 1 7. 契約書作成の要否等

要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

#### 18. 支払条件

支払条件については、下記を予定している。ただし、契約金額又は工期によって変更する場合がある。

前払金 有  
中間前払金 有  
部分払金 有

なお、中間前払金を請求した場合は、部分払を請求することはできないが、各年度末の出来高に対する部分払を請求することができる。

#### 19. 火災保険付保の要否

否

#### 20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、公社に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所、受付時間及び提出方法は以下のとおりである。
  - 1) 受付場所：4.（10）に同じ。
  - 2) 受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで。
  - 3) 提出方法：持参又は郵送等に関し、電子メール及びFAXによる提出は認めない。なお、郵送等による場合は到着日時が、上記期間内であること。

#### 21. 再苦情申立て

- (1) 9.（3）及び20.（2）の回答に不服がある者は、当該回答に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない）以内に、書面により公社理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては、公社契約審査会にて審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先4.（10）と同じ。

#### 22. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び円
- (2) 入札のとりやめ

入札参加者に競争性の確保に重大な支障を与えると認められる行動が確認された場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させない。

また、入札参加者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

(3) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 本入札説明書に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書に記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- 3) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- 4) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- 5) 委任状を提出していない代理人のした入札
- 6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- 7) 予定価格を超過した金額を記載した入札
- 8) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- 9) 本入札説明書に定める入札方法によらない入札
- 10) 本入札説明書で示した入札書受付締切日までに提出場所に到達しなかった入札
- 11) 競争入札参加資格確認申請書及び資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- 12) 競争入札参加資格確認申請書及び資格審査書類の提出を求められたにもかかわらず提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
- 13) あきらかに談合によると認められる入札
- 14) その他本入札の条件に違反した入札

(5) 落札者の決定等の公表

本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。

(6) その他の注意事項

- 1) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- 2) 共同グループの場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
- 3) 競争入札参加資格確認申請書により参加を表明した共同グループの構成員の変更は認めない。ただし、参加資格を喪失した場合又はやむを得ない事情が生じた場合は、公社と協議を行うこととする。
- 4) 落札者が、落札者決定時から契約締結までの間に、上記5(1)に掲げる競争入札参加資格を欠くに至った場合には、原則として落札者の決定を取り消し失格とする。ただ

し、契約締結までの間に、共同グループの構成員（代表者を除く。）が参加要件を喪失した場合で、残存企業のみで、又は参加要件を喪失した構成員と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えた上で、共同グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと公社が認めた場合は、当該落札者の決定を引き続き有効とする。

- 5) 申請書等の提出後において、原則として申請書等に記載された内容の変更を認めない。  
また、申請書等に記載した配置予定担当技術者及び配置予定業務従事者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等の能力・実績等を持つ者であるとの公社の了解を得なければならない。
- 6) この契約において、談合等の不正行為等により公社が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

別表

①	競争入札参加資格確認通知	平成27年11月10日（火）
②	資格審査書類の提出期間	平成27年10月20日（火）9時00分から 平成27年11月6日（金）17時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成27年10月20日（火）9時00分から 平成27年11月6日（金）17時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ただし、資格審査に係る質問は 平成27年10月30日（金）17時00分までとする。
④	技術提案書類の提出期間	平成27年11月10日（火）9時00分から 平成27年11月20日（金）17時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	入札書の受付期間	平成27年11月10日（火）9時00分から 平成27年11月20日（金）17時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑥	開札の日時	平成27年11月25日（水）9時30分
⑦	履行確実性に関するヒアリング	別途通知する。

## 別紙

## 数量総括表

種別	細別	単位	数量
打合せ協議		業務	1
現地踏査		業務	1
概況ヒアリング等B-イ		権利者	1
概況ヒアリング等B-ハ		権利者	154
関係権利者の特定		権利者	131
現地調査による関係権利者の特定		権利者	26
非木造建物補償額算定書の照合・ (構造計算無)	非木造建物A・イ 200㎡未満	棟	1
非木造建物補償額算定書の照合・ (構造計算無)	非木造建物A・イ 400㎡以上 600㎡未満	棟	1
非木造建物補償額算定書の照合・ (構造計算無)	非木造建物A・イ 600㎡以上 1,000㎡未満	棟	2
非木造建物補償額算定書の照合・ (構造計算無)	非木造建物A・イ 1,000㎡以上 1,500㎡未満	棟	1
附帯工作物補償額算定書の照合	住宅敷地B 150㎡以上 200㎡未満	戸	1
附帯工作物補償額算定書の照合	工場、神社仏閣等の敷地 500㎡未満	箇所	4
建物等の残地移転要件の該当性の 照合		権利者	2
営業補償額算定書の照合	営業A	事業所	4
営業補償額算定書の照合	営業B	事業所	17
営業補償額算定書の照合	営業C	事業所	47
営業補償額算定書の照合	営業D	事業所	81
動産移転料算定書の照合	店舗 50㎡未満	店舗	2
動産移転料算定書の照合	店舗 50㎡以上 150㎡未満	店舗	15
動産移転料算定書の照合	店舗 150㎡以上 350㎡未満	店舗	26
動産移転料算定書の照合	店舗 350㎡以上 600㎡未満	店舗	1
動産移転料算定書の照合	店舗 600㎡以上 1,000㎡未満	店舗	1
動産移転料算定書の照合	店舗 1,000㎡以上 1,500㎡未満	店舗	1

動産移転料算定書の照合	事務所 50 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	事業所	49
動産移転料算定書の照合	事務所 150 m <sup>2</sup> 以上 350 m <sup>2</sup> 未満	事業所	42
動産移転料算定書の照合	事務所 350 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	事業所	9
動産移転料算定書の照合	事務所 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	事業所	1
動産移転料算定書の照合	事務所 1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	事業所	1
動産移転料算定書の照合	事務所 5,000 m <sup>2</sup> 以上	事業所	1
その他通損に関する補償額算定書の照合	仮住居又は借家人補償	世帯	149
その他通損に関する補償額算定書の照合	移転雑費	所有者又は世帯	157
消費税等に関する照合	営業調査等を伴わない	事業者	8
消費税等に関する照合	営業調査等を伴う	事業者	149
標準地価格の照合		標準地	3
各画地の評価格の照合	各画地の評価格	画地	5
残地補償額の照合	残地補償額	画地	4
用地交渉用資料等の作成 B-イ		権利者	1
用地交渉用資料等の作成 B-ハ		権利者	154
用地交渉B-イ	調書及び補償内容等の説明	権利者	1
用地交渉B-ハ	調書及び補償内容等の説明	権利者	154
用地交渉B-イ	調書の確認	権利者	1
用地交渉B-ハ	調書の確認	権利者	154
用地交渉B-イ	補償契約書の説明承諾	権利者	1
用地交渉B-ハ	補償契約書の説明承諾	権利者	154
移転履行状況等の確認 B-イ		権利者	1
移転履行状況等の確認 B-ハ		権利者	154
関係機関との連絡・調整		関係機関	1